

令和7年3月31日時点で許可申請中のものや未着手の工事は、新たに盛土規制法の許可が必要な場合があります《注意》

■ 旧宅地造成等規制法

- 旧宅地造成等規制法の「宅造許可」を「取得済み」の場合 → **手続不要**
- 旧宅地造成等規制法の「宅造許可」を「未取得」の場合 → **盛土規制法による「許可」が必要**

■ 都市計画法

◆宅地造成工事規制区域「内」

- 都市計画法の「開発許可」を「取得済み」の場合 → **手続不要**
- 都市計画法の「開発許可」を「未取得」の場合 → **盛土規制法の技術的基準への適合が必要**

◆宅地造成工事規制区域「外」

- 「開発許可」を「取得済み」で「工事に未着手」の場合 → **盛土規制法の「許可」が必要**
- 「開発許可」を「取得済み」で「工事に着手」している場合 → **盛土規制法の「届出」が必要**

■ 他法令

- 「許可」を「取得済み」でも、「工事に未着手」の場合 → **盛土規制法の「許可」が必要**
- 「許可」を「取得済み」で、「工事に着手」している場合 → **盛土規制法の「届出」が必要**

■ その他

- 「農地・森林等での盛土・切土」、「土石の堆積」及び「災害防止条例の届出行為」で「工事に未着手」の場合 → **盛土規制法の「許可」が必要**
- 「農地・森林等での盛土・切土」、「土石の堆積」及び「災害防止条例の届出行為」で「工事に着手」している場合 → **盛土規制法の「届出」が必要**

- ・盛土規制法の「許可」が必要 法第12条、30条の許可
- ・盛土規制法の「届出」が必要 法第21条第1項、40条第1項の届出
- ・必要書類については、ホームページをご確認ください。



注意事項 よくお読みください

■本市においては、盛土規制法運用までの審査業務を円滑に行うため、下記のとおり申請をお願いします。

- 旧宅地造成等規制法による「宅造許可」（法第8条に基づく許可申請） **令和7年1月31日まで**
- 都市計画法による「開発許可」（法第29条に基づく許可申請） **令和7年2月28日まで**
- 鹿児島市開発行為、建築許可における災害の防止に関する条例（相談） **令和7年1月31日まで**

ただし、上記の期日までに申請され、審査が標準的な期間※を超える場合には、盛土規制法の技術的基準等に適合することで、令和7年4月1日以降に許可を受けることも可能です。また、旧宅地造成等規制法、都市計画法の申請、災害の防止に関する条例の相談は上記の期日以降も可能です。

※標準的な期間は、「宅地開発・建築許可の手引き」を参照してください。

■ 規制開始日時点で、工事中の盛土等は届出が必要です。

- 規制区域の指定日（令和7年4月1日予定）時点で、盛土規制法の許可の対象となる工事（盛土・切土や一時的な土石の堆積）を行っている場合は、**指定日から21日以内に工事内容の届出が必要**となります。

詳細
または
お問合せ先

鹿児島市役所 建設局 都市計画部 土地利用調整課 審査係
住所 〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
TEL 099-216-1383
E-mail tochi-shinsa@city.kagoshima.lg.jp

鹿児島市HP
盛土規制法
ページはこちら

